

装事艦第155号

27. 10. 1

一部改正 装事艦第17195号

令和2年12月16日

大臣官房長
防衛大学校長
防衛医科大学校長
防衛研究所長
統合幕僚長
陸上幕僚長 殿
海上幕僚長
航空幕僚長
情報本部長
防衛監察監
各地方防衛局長

防衛装備庁調達事業部長
(公印省略)

防衛省職員の建造艦船への乗艦手続要領について（依頼）

標記について、別紙のとおり定められたので依頼する。

関連文書：装事艦第356号

添付書類：別紙

写送付先：長官官房審議官、調達管理部長、南関東防衛局調達部長、近畿中部防衛局調達部長、長崎防衛支局長、舞鶴防衛事務所長、玉野防衛事務所長

防衛省職員の建造艦船への乗艦手続要領

1 目的

この要領は、建造中の艦船において、中央調達により調達する調達品等に係る監督及び検査に関する訓令（平成27年防衛装備庁訓令第39号）で指名された職員及び装員に関する訓令（昭和30年海上自衛隊訓令第25号）等で指名された職員以外の防衛省に勤務する職員（以下「防衛省職員」という。）の乗艦について、必要な手続事項を定め、もって建造中艦船の適切な品質管理、工程管理等を図ることを目的とする。

2 用語の意義

この要領において用いる用語の意義は、次の各号によるものとする。

- (1) 管理者 防衛装備庁における秘密保全に関する訓令（平成27年防衛装備庁訓令第26号）に示す用語の定義を準用する。
- (2) 立入禁止区域 秘密文書等の製作等の委託先の立入禁止区域への立入手続等に関する実施要領について（装装制第686号。27.10.1）の対象となる艦内区域をいう。
- (3) 係留中等建造艦船が係留岸壁、ドック内又は船台上等にある状態をいう。
- (4) 海上公試建造造船所が契約の履行に伴い、洋上での行動を必要とする各種性能試験を行う状態及びそのために必要な係留状態をいう。

3 手続を必要とする者の区分

手続を必要とする者は、次のとおりとする。

- (1) 防衛省所管旅費取扱規則の別表第3で示された行政職（一）9級以上又はこれに対応する各俸給表の職務の級以上の防衛省職員
- (2) 前号以外の防衛省職員

4 手続

前項の者が乗艦する場合は、建造造船所に日程等の確認を行った後、次の各号に掲げる手続をとるものとする。

- (1) 前項第1号に規定する者については、その者を職務上の上級者とする管理者が乗艦通知書（別記様式第1）、前項第2号に規定する者については、その防衛省職員が所属する機関又は部隊等の長から発行された乗艦届出書（別記様式第2）に、それぞれ乗艦者名簿（別記様式第3）を添付して、原則として乗艦しようとする日の10日前までに支出負担行為担当官（調達事業部艦船調達官気付）に1部提出するとともに、写し1部を当該艦船

に関する地方防衛局調達部長（地方防衛支局長又は地方防衛事務所長）等に送付する。

- (2) 乗艦予定等が変更となる場合は、原則として乗艦予定日の3日前までに別記様式第3の記載要領等第7項に基づき処置すること。

5 その他

- (1) 乗艦中における行動については、当該艦船に関する地方防衛局及び建造所等の指示に従い、安全管理及び秘密保全を遵守すること。
- (2) 本手続において、地方防衛局調達部長（地方防衛支局長又は地方防衛事務所長）等が当該艦船の工程管理、品質管理及び試験内容並びに収容能力等により、制限等が発生する可能性があると判断した場合又は行動が変更される場合等については、支出負担行為担当官（調達事業部艦船調達官気付）及び建造造船所と調整することとする。
- (3) 立入禁止区域への立入りを必要とする場合は、秘密文書等の製作等の委託先の立入禁止区域への立入手続等に関する実施要領について（装装制第686号。27. 10. 1）に基づき別途事前に手続を行うこと。

別記様式第 1

乗 艦 通 知 書		発簡記号、番号 発 簡 年 月 日
支出負担行為担当官 防衛装備庁長官 殿 (調達事業部艦船調達官気付)		
		(管 理 者) 所属 官職 氏名
建造艦船（係留中等・海上公試）への乗艦について、別添のとおり通知する。		
添付書類：別記様式第 3 写送付先：当該艦船に係る地方防衛局調達部長（地方防衛支局長又は地方防衛事務所長）等		

記 載 要 領

- 1 「建造艦船（係留中等・海上公試）への乗艦」について、目的に適合した項目のみを記載する。
(例：「建造艦船（係留中等）への乗艦について、別添のとおり通知する。）」
ただし、併記する必要がある場合には、両方を記載する。
(例：「建造艦船」（係留中等・海上公試）への乗艦について、別添のとおり通知する。）」
- 2 写送付先については、次のとおりとする。
 - (1) 南関東防衛局：南関東防衛局調達部次長
 - (2) 近畿中部防衛局：
 - ア 神戸：近畿中部防衛局調達部装備課システム調整官（潜水艦）
 - イ 舞鶴：近畿中部防衛局舞鶴防衛事務所長
 - (3) 中国四国防衛局：中国四国防衛局玉野防衛事務所長
 - (4) 九州防衛局：九州防衛局長崎防衛支局長

別記様式第2

発簡記号、番号 発 簡 年 月 日	
乗 艦 届 出 書	
支出負担行為担当官 防衛装備庁長官 殿 (調達事業部艦船調達官気付)	
(機関又は部隊等の長) 所属 官職 氏名	
建造艦船（係留中等・海上公試）への乗艦について、別添のとおり届出をする。	
添付書類：別記様式第3 写送付先：当該艦船に係る地方防衛局調達部長（地方防衛支局長又は地方防衛事務所長）等	

記 載 要 領

- 1 「建造艦船（係留中等・海上公試）への乗艦」について、目的に適合した項目のみを記載する。
(例：「建造艦船（係留中等）への乗艦について、別添のとおり届出をする。」)
ただし、併記する必要がある場合には、両方を記載する。
(例：「建造艦船」（係留中等・海上公試）への乗艦について、別添のとおり届出をする。」)
- 2 写送付先については、次のとおりとする。
 - (1) 南関東防衛局：南関東防衛局調達部次長
 - (2) 近畿中部防衛局：
 - ア 神戸：近畿中部防衛局調達部装備課システム調整官（潜水艦）
 - イ 舞鶴：近畿中部防衛局舞鶴防衛事務所長
 - (3) 中国四国防衛局：中国四国防衛局玉野防衛事務所長
 - (4) 九州防衛局：九州防衛局長崎防衛支局長

別記様式第3

(係留中等・海上公試) 乗 艦 者 名 簿

発簡番号：
(年 月 日)

艦船名 (○ ○ ○)

所 属	階級	氏 名	目 的	立入禁止区域への立入 りを必要とする場合	乗 艦 区 分										備 考		
				立入通知日 又は許可日	係留中等	海 上 公 試											
						前日	／ ()					／ ()					
							行 動					行 動					
							夕	泊	朝	昼	夕	泊	朝	昼		夕	泊

記 載 要 領 等

- (係留中等・海上公試)乗艦者名簿については、乗艦目的に適合する項目を○で囲む。(併用可)
- 発簡番号欄には、乗艦通知書(別記様式第1)又は乗艦届出書(別記様式第2)の発簡番号を記入すること。
- 目的欄には、就役条件審議委員の場合は「審議委員」、それ以外の場合は乗艦目的をできるだけ具体的に記入すること。
- 立入禁止区域への立入りを必要とする場合は、秘密文書等の製作等の委託先の立入禁止区域への立入手続等に関する実施要領について(装装制第686号。27.10.1)に基づき通知又は許可された日付を記入すること。必要としない場合は、斜線を記入すること。
- 乗艦区分
 - 係留中等の場合は、乗艦希望日時を記入し、「海上公試」を二重線で消すこと。
 - 海上公試の場合は、次の各号を記入し、「係留中等」を二重線で消すこと。
 - 行動欄には、当日の試験回数及び出港場所及び入港場所を記入すること。
なお、3日以上乗艦する場合には、行動欄を適宜延長して作成すること。
 - 朝、昼、夕、欄には、食事が必要となる場合、該当する箇所に「○」印を記入すること。
 - 泊欄には、宿泊する場合、該当する箇所に「○」印を記入すること。
 - 「係留中等」及び「海上公試」を併用する場合は、全て記入すること。
- 備考欄には、連絡先(電話及びFAX番号)及び服装及び靴等の準備を当該建造所に依頼する場合のサイズ等を記入すること。(ただし、原則として各自用意すること。)
- 乗艦通知書又は乗艦届出書を提出後、行動予定等を変更する場合は、本別記様式のみ内容を見え消し修正(年月日は、修正日とする。)のうえ、支出負担行為担当官(調達事業部艦船調達官気付)、地方防衛局調達部長(地方防衛支局長又は地方防衛事務所長)等及び当該建造所担当者に送付(FAX可)すること。ただし、人員を追加する場合は、改めて乗艦通知書又は乗艦届出書を提出すること。